

EBPMに向けた課題

生活保護受給者への就労支援に関する調査と
「被保護者調査」を用いた分析

市村英彦 川口大司 深井太洋 鳥谷部貴大

東京大学経済学研究科
政策評価研究教育センター(CREPE)

2017年11月24日

はじめに

実証結果に基づく政策形成(EBPM)

- 現状を認識するためどのようなデータが必要か
- どのような政策が有効か
- 制度・政策を正しく評価し、未来に役立てるためどのような仕組みが必要か

(東京大学CREPE, 「センター設立の目的」より)

本報告では、生活保護受給者への就労支援施策の調査と「被保護者調査」による分析例を用いて…

- 正しく政策の効果を評価するための考え方を整理し、
- それを実行するための調査デザインの重要性を再確認した上で、
- 今後の政策分析に向けた方向性の提示をしたい

問題意識①

生活保護受給者への就労支援は、収入増や生活保護からの脱却につながるのか？

- 事業の費用対効果はどの程度か
- どういった福祉事務所において、効果が大きいのか
- 受給者の属性によって効果は違うのか...等

＜分析の目的 1＞

就労支援事業への参加者に関するマイクロデータを用いて、就労支援の因果効果を推定する

問題意識②

生活保護受給者の収入は、どのように分布し、どのように変化するか？

- 就労支援を考える上で、生活保護受給者の就労状況を把握しておくことは重要
- 就業者の割合や、収入の額はどのような分布か
- 収入は、同じ個人でどのように変化していくのか
- 基礎控除といった就労インセンティブ制度は、被保護者の就労の意思決定に影響を与えているか

＜分析の目的 2＞

生活保護受給者の収入に関するマイクロデータを用いて、収入の分布、ダイナミクスや勤労控除制度が就労の意思決定に与える効果を分析する

生活保護の受給状況

「被保護者調査」を用いた整理

生活保護受給の現状

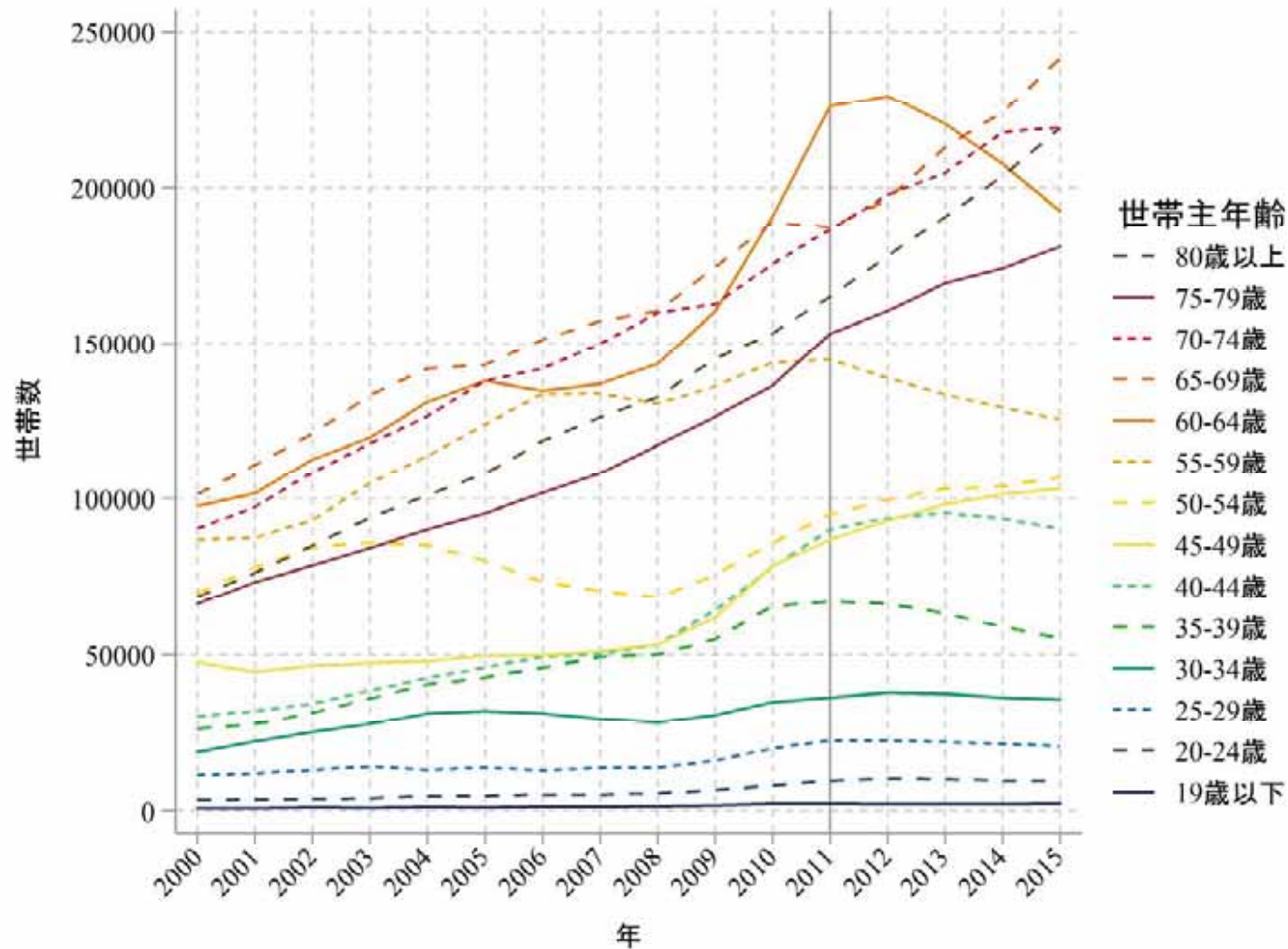
就労支援の分析に入る前に、生活保護受給の現状を整理する

- 年齢分布、受給期間や就労状況など、政策効果を解釈するのに必要な基本的統計をみていく

データ：「被保護者調査」

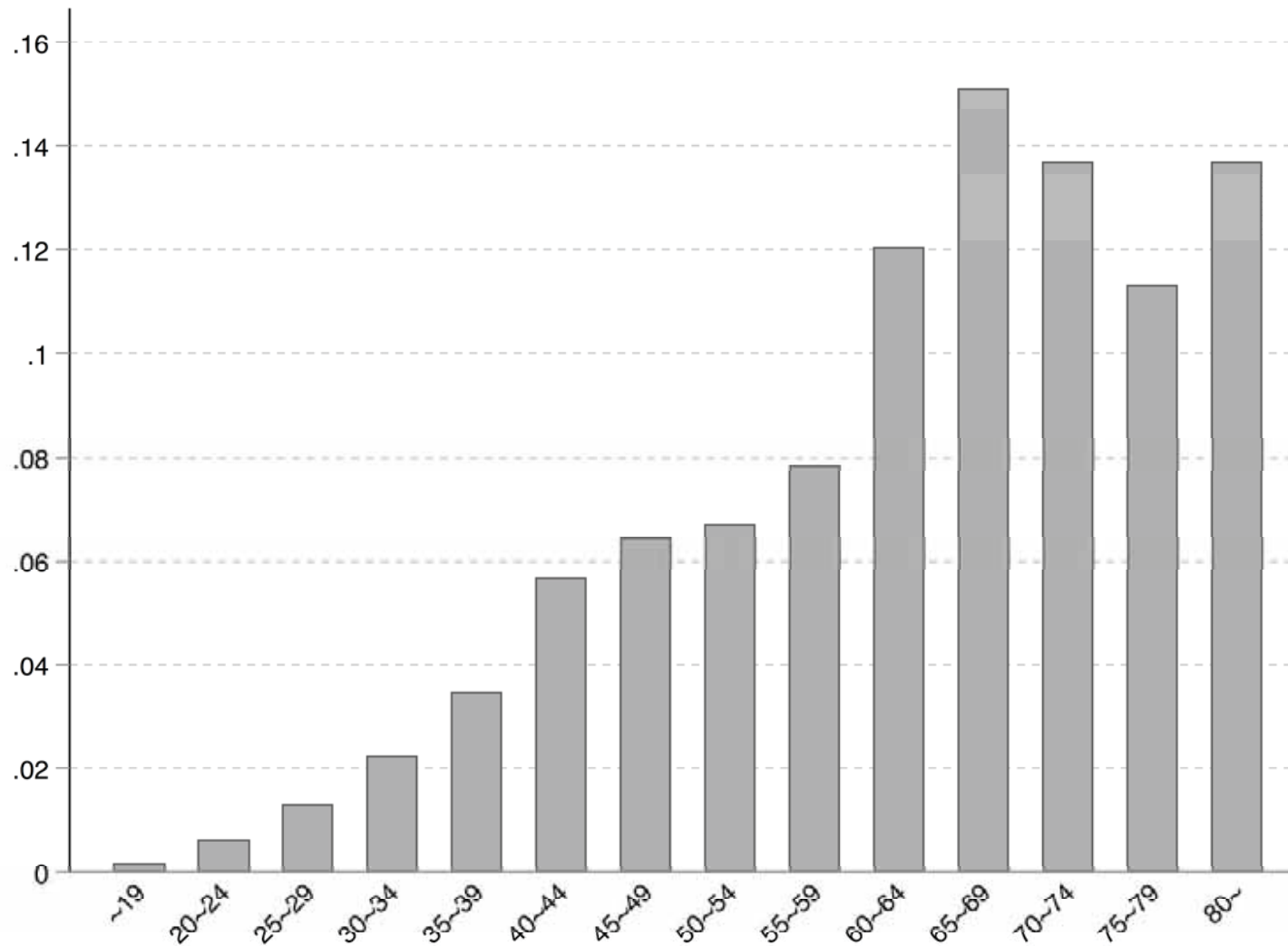
- 生活保護を受給している世帯、及び受給していた世帯の保護の状況を把握するための統計
- 毎年7月31日時点の受給世帯状況を調査した「基礎調査」・「個別調査」と、福祉事務所ごとの毎月の状況を調査した「月別調査」
- 個別調査からは、世帯人数、受給期間、保護費、就業状況や収入などの情報が個人にわかる
- 保護廃止世帯について、わからないのが問題点

生活保護受給世帯数の推移(年齢別)



データ出所：被保護者調査（厚生労働省）
2011年以前は被保護者全国一斉調査（厚生労働省）

世帯主の年齢別受給世帯の分布



データ出所：平成27年度被保護者調査（厚生労働省）

受給世帯の分布(年齢・性別)

世帯主の年齢	総数 (%)	男 (%)	女 (%)
総数	100	53.0	47.0
～19歳	0.1	0.1	0.1
20～24歳	0.6	0.2	0.4
25～29歳	1.3	0.4	0.8
30～34歳	2.2	0.8	1.4
35～39歳	3.5	1.4	2.1
40～44歳	5.6	2.4	3.2
45～49歳	6.4	3.2	3.2
50～54歳	6.7	3.9	2.8
55～59歳	7.8	5.1	2.7
60～64歳	12.0	8.2	3.8
65～69歳	15.1	9.7	5.4
70～74歳	13.7	7.7	6.0
75～79歳	11.3	5.5	5.8
80歳～	13.7	4.4	9.3

データ出所：平成27年度被保護者調査（厚生労働省）
各セルは、それぞれ被保護世帯全体に占める割合を示す

受給世帯数の分布

世帯主の年齢	単身世帯(%)	2人世帯(%)	3人以上世帯(%)
総数	78.1	15.0	6.8
～19歳	68.9	21.5	9.7
20～24歳	55.4	26.8	17.8
25～29歳	48.1	23.0	29.0
30～34歳	47.5	19.1	33.4
35～39歳	49.7	18.5	31.8
40～44歳	54.9	20.4	24.7
45～49歳	64.9	19.7	15.4
50～54歳	75.5	16.5	8.0
55～59歳	82.5	13.2	4.3
60～64歳	85.2	12.1	2.7
65～69歳	85.7	12.3	2.0
70～74歳	83.7	14.5	1.8
75～79歳	82.2	16.1	1.7
80歳～	85.3	13.4	1.3

データ出所：平成27年度被保護者調査（厚生労働省）

受給世帯の受給期間(世帯類型)

世帯割合 (%)	総世帯	高齢者世帯	母子世帯	障害傷病者世帯
6月未満	5.6	3.8	7.5	5.5
6月～1年未満	4.8	3.5	6.7	4.9
1年～3年未満	17.1	13.5	23.1	18.0
3年～5年未満	16.7	14.3	20.3	17.7
5年～10年未満	27.5	27.5	28.9	29.5
10年～15年未満	14.9	18.6	11.5	13.6
15年以上	13.3	18.8	2.1	10.8

データ出所：平成27年度被保護者調査（厚生労働省）

- 1) 高齢者世帯：男女とも65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 2) 母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 3) 世帯主が障害者加算を受けているか、身体障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者、あるいは世帯主が入院しているか在宅患者加算を受けている世帯、または世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- 4) 母子世帯は、子どもが18歳以上になった時点で世帯類型が変わるため、15年以上の割合が低い可能性がある

受給世帯の受給期間(世帯人数)

世帯割合 (%)	1人	2人	3人	4人	5人	6人～
6月未満	5.5	5.5	6.5	7.3	7.2	7.0
6月～1年未満	4.7	4.8	5.7	6.4	6.7	6.0
1年～3年未満	16.6	17.7	20.7	22.8	22.9	22.0
3年～5年未満	16.3	17.7	19.2	20.5	20.3	21.3
5年～10年	27.3	28.2	28.8	28.7	29.5	31.2
10年～15年未満	15.1	15.3	13.0	10.5	9.5	9.0
15年以上	14.5	10.8	6.2	3.8	3.9	3.5

データ出所：平成27年度被保護者調査（厚生労働省）

生活保護の受給状況：まとめ

全体の生活保護受給世帯で見ると、世帯主の年齢が60歳以上の高齢者の比率が高い

- 60～64歳の受給率低下は高年齢者雇用安定法の影響などもあるかもしれない
- 男性は、60～70代前半において、女性は70歳以上の受給割合が高い

また、生活保護受給世帯に占める単身世帯の割合が、全体で78%と高い

- 特に、60歳以上の高齢者では80%を超える
- 世帯主の年齢が20～40代の世帯では、2人以上の世帯の割合が高いが、その約8割が母子世帯（下表）

<世帯主の年齢別、2人以上世帯に占める母子世帯の割合（%）>

年齢	～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59
割合（%）	51.2	80.8	82.4	80.9	74.9	62.5	46.8	26.2	7.5

データ出所：平成27年度被保護者調査（厚生労働省）

生活保護の受給状況：まとめ

全体の生活保護受給世帯で見ると、1年以上生活保護を受給している世帯が多い

- 5年～10年間生活保護を受給している割合が、どのタイプの世帯でも3割程度を占めている
- 高齢者世帯になると、65%が5年以上生活保護を受給している

世帯人数ごとの受給期間の分布には大きな差はない

- 特に、60歳以上の高齢者では80%を超える
- 単身や2人世帯において、長い期間受給している世帯の割合がやや多い傾向

生活保護の受給状況：まとめ

政策評価だけではなく、こうした統計調査から生活保護の受給状況を整理することも重要

- 基本的な数値の把握が、政策評価の分析から得られた結果を解釈するためには必要不可欠
 - 一方で公表されている集計値からはわからないこともある
e.g. 年齢・性別の受給期間の分布，地域別の情報など
 - 調査票データを用いることで、様々な角度から生活保護の受給状況を整理することが容易に
- 調査票情報の活用が重要（統計法第33条による申請）**

就労支援事業の政策評価

政策評価の方法に関する整理と、実績評価について

生活保護受給世帯の就労状況

受給者の年齢別の就労状況を見ると、20～40代の就業率は30%程度である

＜受給者の年齢別就労割合＞

年齢	～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49
割合 (%)	6.1	37.0	32.7	31.7	31.2	28.9	25.7
	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～
	22.5	21.0	16.1	8.4	4.5	2.5	1.0

データ出所：平成27年度被保護者調査（厚生労働省）

就労による保護脱却を手助けするための様々な政策（事業）が実施されている

→それらの事業にはどのような効果があるのか？

就労支援施策の政策効果

これまで実施されてきた、就労支援施策が生活保護脱却に与えた効果の分析をしたい

1. 生活保護受給者等就労自立促進事業（事業1）

ハローワークと福祉事務所が連携した、職業紹介で就労が可能な人向けの事業

2. 被保護者就労支援事業（事業2）

就労支援員による履歴書の書き方の指導や、就職活動での面接練習

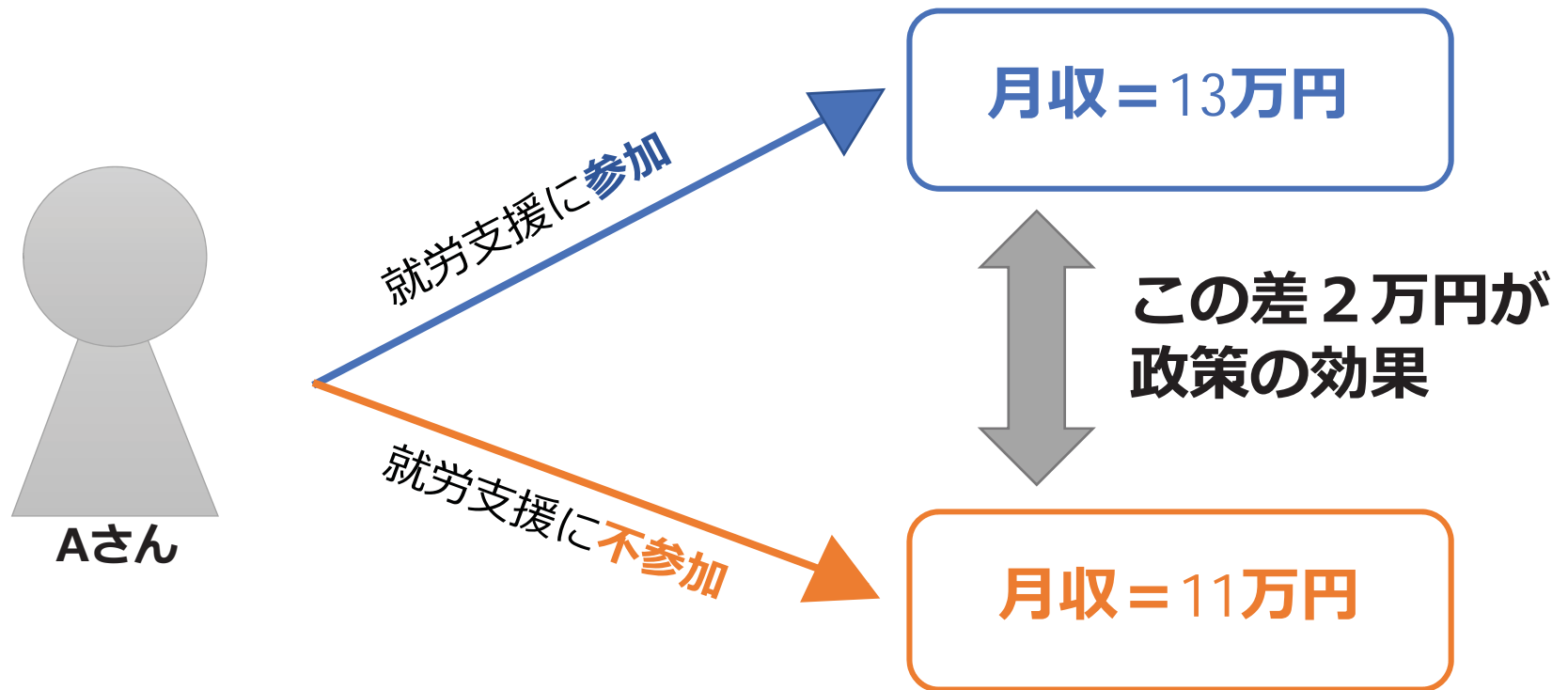
3. 被保護者就労準備支援事業（事業3）

就労の前段階として、意欲喚起や毎日の規則正しい生活などの指導

どのような分析が理想的か？

政策評価の分析方法①

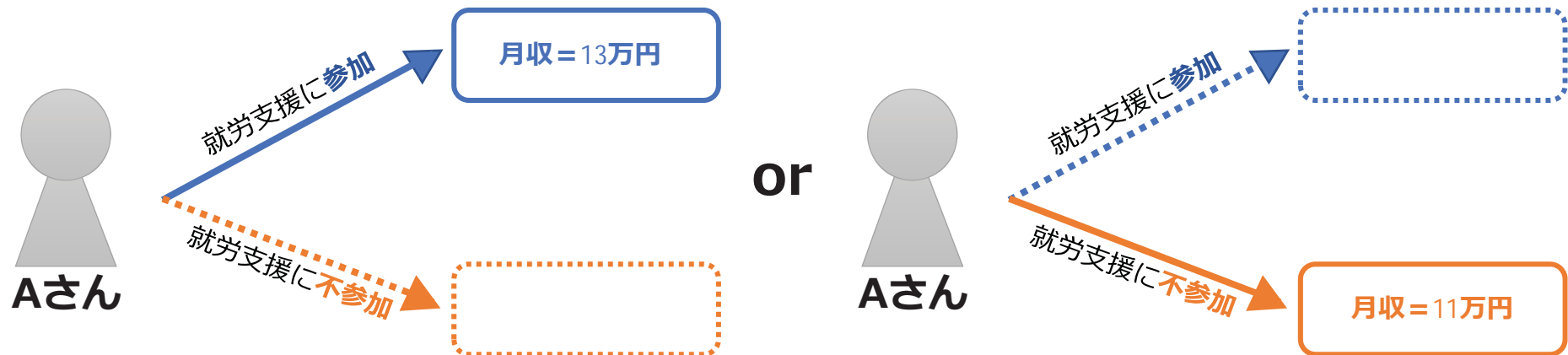
就労支援事業に参加した時の、受給者の収入状況や保護脱却への効果が知りたい



政策評価の方法②

ある人が、就労支援事業に参加した時の結果と、参加しなかった時の結果が必要

→実際には、参加か不参加の一方しか観察されない

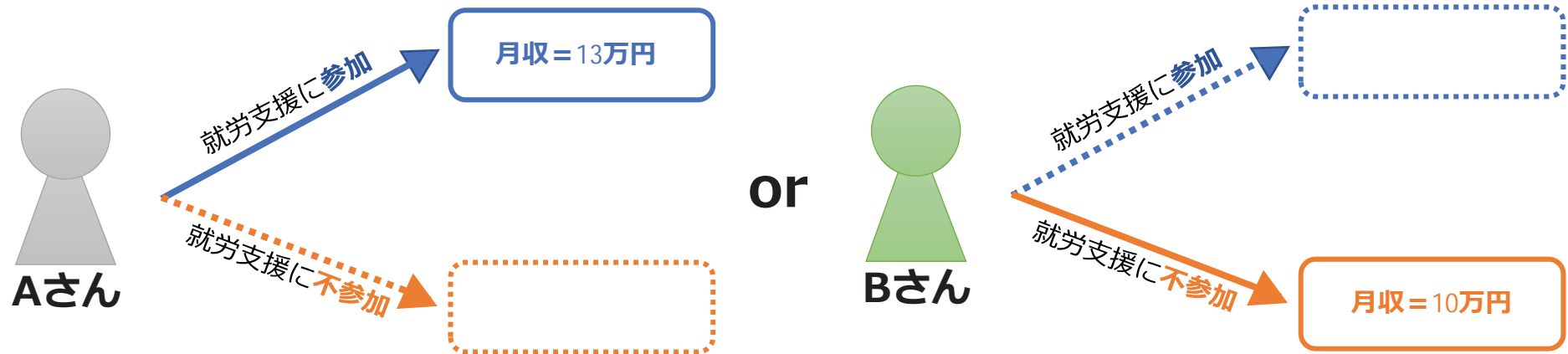


こうした場合、どのようにして政策評価を行う？

→Aさんの反実仮想的な結果を持つような人を探す

政策評価の方法③

就労支援事業に参加した人と参加しなかった人を比べるのはどうか？



就労支援事業によって、月収が3万円増えると結論付けることはできるか？

政策評価の方法④

例えば就労支援事業に参加した人が、参加しなかった人より就労意欲が高い場合

→そもそもの参加しなかったときの収入が高い可能性



参加者と非参加者の比較では、こうした就労意欲の差も結果の差に含まれてしまい、政策の効果を正しく評価できない

=セレクション・バイアス

政策評価の方法⑤

就労支援事業に参加するかしないかが、ランダム(無作為)に決まるような状況が理想的

- 就労支援事業への参加がランダムであれば、参加した人達としなかった人達とで平均的に就労意欲に差はないはず
- 就労支援事業に参加するかしないかが、ランダムに決まるような状況(くじ等)は現実的か？

→現実には、そのような状況を探すのは難しい
(米国では実施されることもある)

できるかぎり実験に近い状況(自然実験)を探してくる

- ある特定の日付(○月△日)以降に失業した人に、就労支援を提供するというような制度

それでも見つからない場合

- バイアスの方向やその大きさを、観察される属性などから丁寧に検証する

政策評価の方法：論点の整理

政策評価は、政策の影響を受けた人と受けなかった人を単純に比較するだけではできない

- ① 政策の影響を受けるかどうか、ランダムに決まるような状況が理想
 - ② そうした状況がない場合は、可能な限りランダムな状況を探して分析を行う
 - ③ そうした状況もない場合は、観察される属性などからバイアスの方向や大きさを丁寧に検証し、結果の解釈には注意をする
- 政策評価をするにあたり、ランダムに対象者を選定するような政策を、今後検討していくことも重要
 - 事業評価などの場合には、③の場合もあるため調査設計の段階から、可能な限り基本属性などの必要な変数を調査しておくことも重要

就労支援事業の実績評価データ

「平成27年度就労支援等の状況調査」

- 日本における政令指定都市・中核市の福祉事務所ごとのマイクロデータ
- 福祉事務所が行っている、就労支援事業の実績を評価するために厚生労働省が集めたデータ
- 就労支援事業の参加者、就労により増収した受給者数、就労支援事業参加当初の被保護者の状況、事業参加による保護廃止者数や保護費削減額の情報がある

<問題点>

“就労支援事業に参加しなかった受給者に関する情報が欠けている”

→政策評価の方法(前頁)③の分析もすることができない

就労支援施策の分析

本分析で対象とするのは、以下の就労支援事業

1. 生活保護受給者等就労自立促進事業（事業1）

ハローワークと福祉事務所が連携した、職業紹介で就労が可能な人向けの事業

2. 被保護者就労支援事業（事業2）

就労支援員による履歴書の書き方の指導や、就職活動での面接練習

3. 被保護者就労準備支援事業（事業3）

就労の前段階として、意欲喚起や毎日の規則正しい生活などの指導

このデータを用いてできる分析は、各事業への参加状況と就労による増収や保護廃止がどのように相関しているか

就労支援等の状況調査

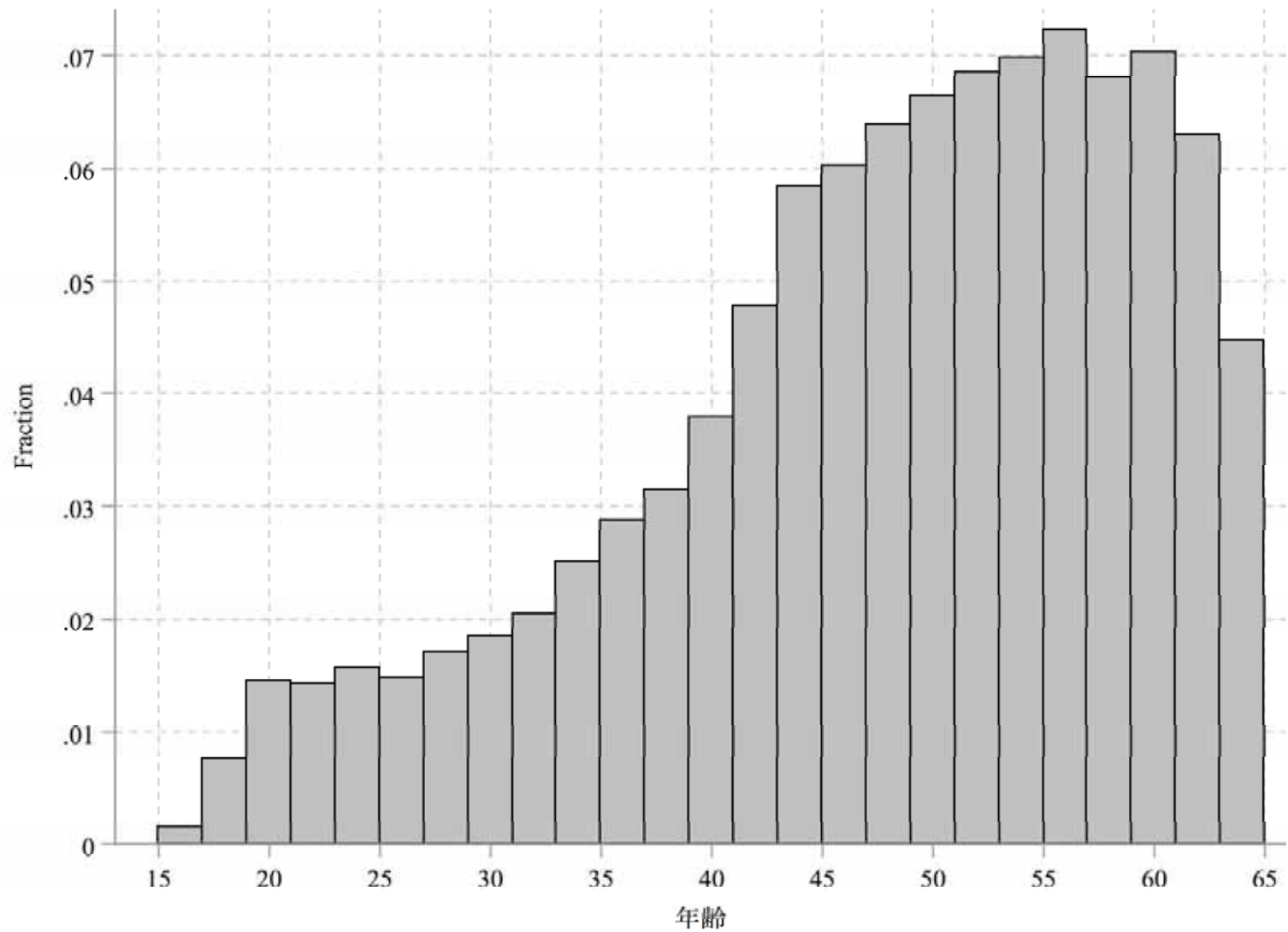
- 政令指定都市と中核市において、平成27年度に就労支援事業に参加した約5万人のマイクロデータを使用
- 就労による増収や、参加した事業のほかに年齢、学歴や事業参加前の状況がわかる
- 参加している事業タイプごとに、参加者の属性が異なるか？

参加者の世帯類型の分布

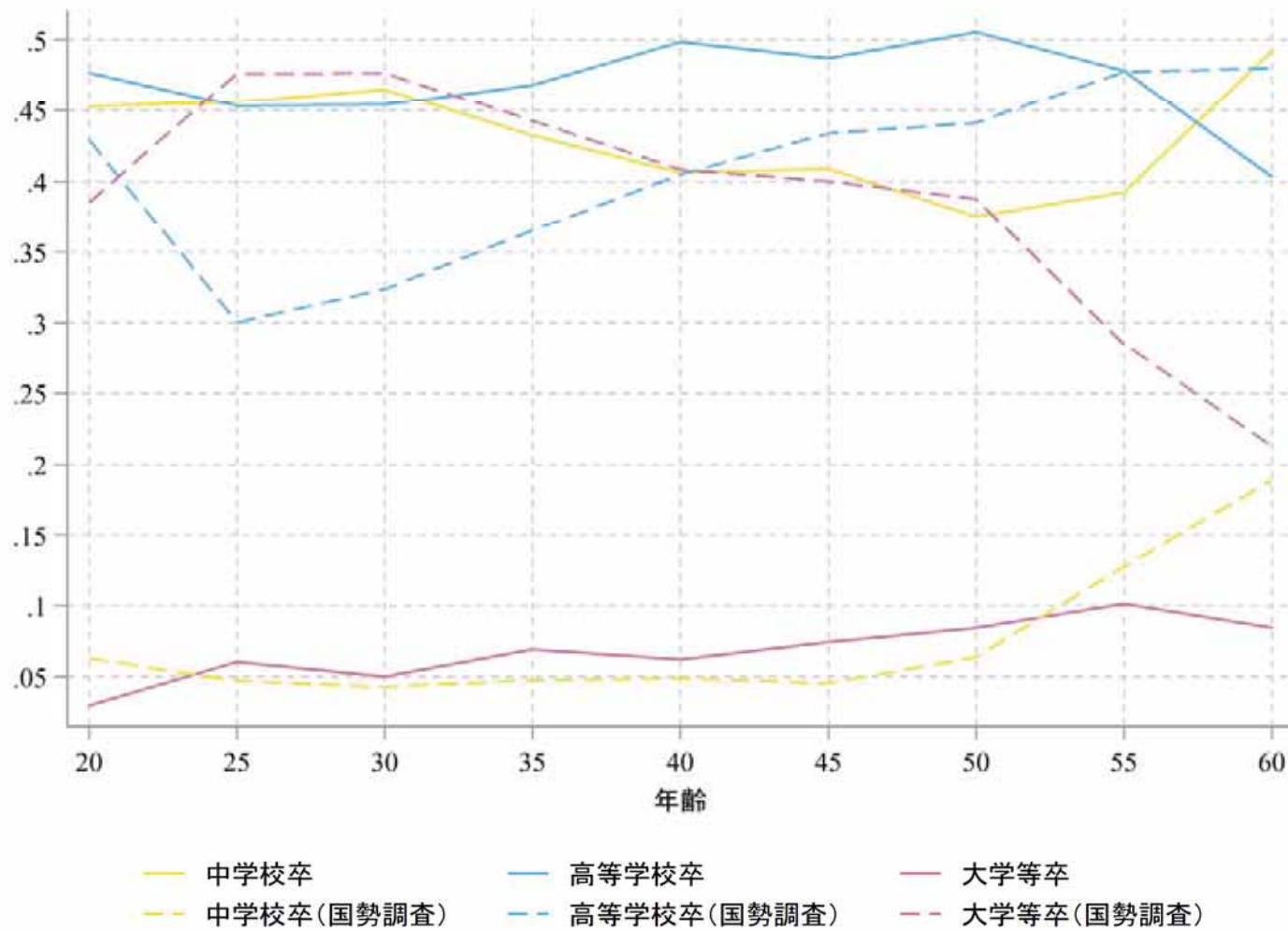
世帯類型	母子世帯の母	その他の世帯	障害者・傷病者（高齢者除く）	高齢者	障害者世帯の世帯主	傷病者世帯の世帯主	それ以外
割合（%）	12.4	70.9	3.9	0.4	2.1	6.3	4.1

- ここでは、比較的異質性が少なく、主な政策の対象である「その他の世帯」に着目し分析を行う

参加者の年齢分布



参加者の学歴分布



参加者の当初の状況

- 「平成27年度就労支援等の状況調査」では、支援開始時点または年度当初の参加者の状況を調査している

参加者の状況は、以下の区分の通り

1. 生活リズムが崩れているなど**日常生活に課題**がある
2. 1の課題については概ね支障がないが、社会との関わりに不安を抱えているなど**社会生活に課題**がある
3. 1及び2の課題については概ね支障がないが、就労する上で、**意欲・技法又は知識に課題**がある
4. 1から3までの課題については**概ね支障がなく**、適切な職があれば就労可能である

参加者の状況の分布

参加者の状況	1	2	3	4
割合 (%)	7.9	9.9	30.7	51.6

事業ごとの参加者の状況

ここまでの分析から、就労支援への参加者は、

- 比較的年齢が高く、
- 中学校卒の人の割合が、国勢調査から得られた全国値と比較して高く、
- 約8割が就労支援参加の時点で、日常生活や社会生活には課題がないことがわかった

次に、各就労支援事業ごとに、参加者の属性が異なるかどうかを見ていく

事業ごとの参加者の状況

	事業1		事業2		事業3	
年齢	47.59	[11.16]	47.36	[11.31]	46.81	[11.90]
男性=1	0.81	[0.39]	0.81	[0.40]	0.79	[0.41]
中学校卒=1	0.41	[0.49]	0.43	[0.49]	0.46	[0.50]
高等学校卒=1	0.48	[0.50]	0.47	[0.50]	0.44	[0.50]
大学等卒=1	0.08	[0.27]	0.07	[0.26]	0.07	[0.25]
観測数	18,456		27,073		2,059	

括弧内は、標準偏差を示す

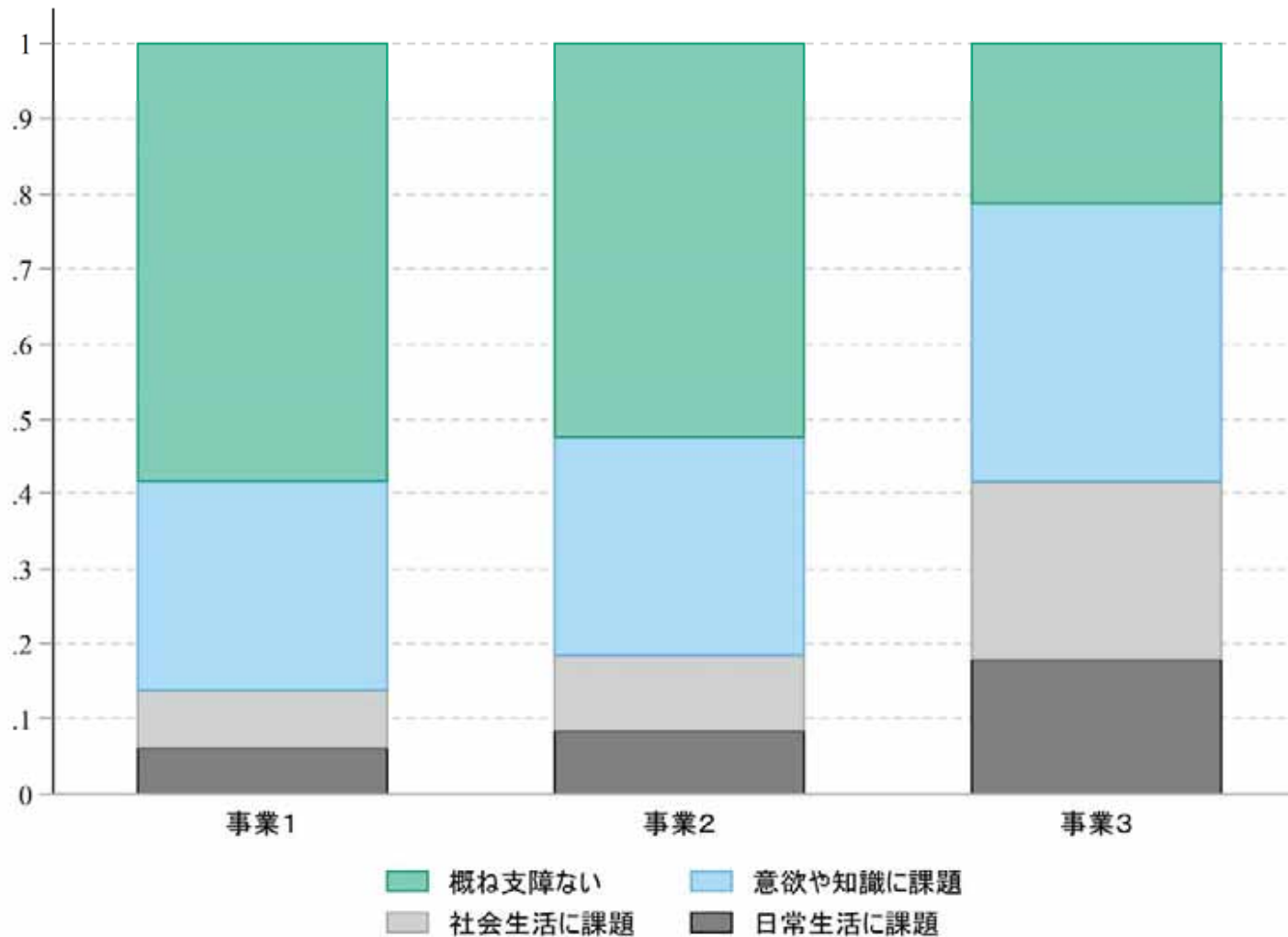
事業1：生活保護受給者等就労自立促進事業

事業2：被保護者就労支援事業

事業3：被保護者就労準備支援事業

複数の事業に参加している場合があるが、重複を許して事業への参加をカウントする

事業ごとの参加者の状況



複数の事業に参加している場合があるが、重複を許して事業への参加をカウントする

各事業への参加割合の回帰分析

各事業への参加と就労増収・保護廃止の関係を回帰分析する

$$Y_{ij} = \beta_0 + \beta_1 \text{事業2}_{ij} + \beta_2 \text{事業3}_{ij} + X'_{ij}\gamma + c_j + u_{ij}$$

i : 福祉事務所, j : 都道府県

Y : 就労増収、保護廃止した場合に 1 をとる 2 値変数

事業1, 事業2, 事業3 : 各事業のみに参加している場合に 1 をとる 2 値変数

X : 年齢、学歴、複数の事業への参加状況、支援参加当初の状況

c : 福祉事務所の固定効果

就労増収者数や保護廃止者数：事業に参加した人のみが対象

- 不参加の場合の結果がわからないため、得られた結果を各事業が被保護者の就労に与える因果効果として解釈することができないことに注意
- この分析では、各事業への参加のセレクションの問題を制御せずに、たとえば事業1に参加した人と、事業3に参加した人の平均的な就労の結果の差をみている

分析結果

被説明変数：就労による増収				
説明変数	(1)	(2)	(3)	(4)
事業2に参加	-0.031***	-0.037	-0.037	-0.015
	(0.007)	(0.028)	(0.028)	(0.029)
事業3に参加	-0.151***	-0.175***	-0.172***	-0.088**
	(0.014)	(0.043)	(0.043)	(0.034)
日常生活に課題				-0.233***
				(0.018)
社会生活に課題				-0.189***
				(0.018)
意欲・知識に課題				-0.120***
				(0.016)
福祉事務所FE	N	Y	Y	Y
その他の制御変数	N	N	Y	Y

1)括弧内は福祉事務所でクラスタリングした標準誤差 (***) p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1)

分析結果

被説明変数：保護廃止				
説明変数	(1)	(2)	(3)	(4)
事業2に参加	-0.016***	-0.017*	-0.017*	-0.009
	(0.004)	(0.009)	(0.009)	(0.009)
事業3に参加	-0.052***	-0.062***	-0.061***	-0.028***
	(0.008)	(0.010)	(0.010)	(0.009)
日常生活に課題				-0.077***
				(0.011)
社会生活に課題				-0.079***
				(0.011)
意欲・知識に課題				0.051***
				(0.010)
福祉事務所FE	N	Y	Y	Y
その他の制御変数	N	N	Y	Y

1)括弧内は福祉事務所でクラスタリングした標準誤差 (***) p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1)

分析の結果

就労支援への参加初期時点における参加者の状況を制御すると、事業3の係数は大きく変わる

- 事業3への参加と就労増収・保護廃止の負の関係は、初期時点の参加者の状況を制御することで緩和される
- ⇒参加者の初期時点の状態の違いによって、事業ごとの就労増収率や保護廃止率に、大きな差があるように見えていた可能性（セレクション・バイアスの議論）

実際の政策では、プログラムへの参加がランダムに決まるような状況は少ない

- ⇒被保護者の健康状態や就労意欲などを調査しておくことが重要

就労支援事業の政策評価分析

就労支援に参加しなかった人の保護脱却状況がわからないため、「被保護者調査」を用いて捕捉

$$\frac{\text{増収による保護廃止世帯数}_j}{\text{事業対象者数}_j} = \beta_0 + \beta_1 \frac{\text{事業参加者数}_j}{\text{事業対象者数}_j} + x_j' \gamma + u_j$$

- j は政令指定都市・中核市を示す
- 増収による保護廃止者世帯数は、「平成27年度被保護者調査」38-2表より得た、「増収」により保護廃止となった年間累計世帯数
- 事業対象者数は、「平成27年度就労支援促進計画実績値」における「対象者数」
- 事業参加者数は、「平成27年度就労支援促進計画実績値」における「参加者数」
- その他の説明変数(x):
各政令指定都市、中核市における年齢、学歴、世帯類型、事業参加前の状況、参加事業の構成割合、対象率（対象者/被保護者数）、就労を理由とした事業不参加の割合と政令指定都市ダミー。また、地域の経済状況を考慮するために各都道府県の「有効求人倍率」を使用する
- 分析には63の政令指定都市及び中核市におけるデータを使用した

就労支援事業の政策評価分析

被説明変数：増収による脱却世帯数/就労支援対象者数					
説明変数	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
参加率	0.243***	0.245***	0.145***	0.128***	0.084
	(0.026)	(0.034)	(0.062)	(0.046)	(0.057)
多項式による 対象率・就労による 非参加率の制御	N	N	1次	2次	3次
その他の制御変数	Y	Y	Y	Y	Y

1)括弧内は頑健標準誤差 (***) $p < 0.01$, ** $p < 0.05$, * $p < 0.1$)

2)推定は63の政令市・中核市を用いて、各政令市・中核市の対象者数で重み付けをして行った

3)その他の制御変数として、各政令指定都市、中核市における年齢、学歴、世帯類型、事業参加前の状況、参加事業の構成割合、対象率（対象者/被保護者数）、就労を理由とした事業不参加の割合と政令指定都市ダミー、都道府県の有効求人倍率を使用している

就労支援事業の政策評価分析

分析の結果①

事業に参加しなかった人の脱却状況も考慮した政策評価の分析では、事業参加の保護脱却に対する正の効果が見られたが、統計的に有意な結果は得られなかった

- 自治体間の違いを考慮しないと就労支援事業の効果は24.3ポイントと、保護脱却に向けて効果があるようにみえる（前表列(1)）
- しかしながらより多くの自治体間の違いを考慮すると、効果は次第に小さくなる（前表列(2)-(5)）
- 特に対象率や就労を理由とした事業への非参加割合を考慮すると、結果が大きく変わる。その理由として、これらの変数が各自治体の直面する景気や労働市場の状況も反映していることが考えられる。
- 多項式による対象率などの制御によって結果が変化することから、こうした景気や労働市場の状況と保護脱却の関係が、線形ではないことが示唆される。

就労支援事業の政策評価分析

分析の結果②

最終的に、統計的有意ではないが就労支援事業参加の効果は保護脱却率を8.4ポイント上昇させる程度

- 統計的に有意ではないが、推定される係数の大きさを解釈すると就労支援事業参加の効果はそこまで小さいものではない
- 例えば、事業対象者を固定した上で事業参加者を100人増やすと保護脱却する人が8人増えると解釈することができる
- 政令市・中核市63都市を使用した単年度のみでの分析のため、より精緻な分析にはその他の自治体も含めた分析が必要
- また、この分析では事業に参加しなかった人の年齢構成などを制御できていないという点についても留意が必要
- 就労支援に参加していない人を考慮した分析にはなっているが、例えば就労支援に参加した人の方が、参加しなかった人と比較して、事業に参加しなかったときの保護脱却状況が良いというセレクション・バイアスの可能性を排除できてきないことにも注意が必要

就労支援事業とKPI指標

就労支援事業の効果を、KPI指標を用いて整理し改善していく取り組みは重要だが、指標の設定には注意が必要

この点について、KPI指標として真っ先に考えられるような「事業への参加率」や「保護廃止率」を用いて考えてみる

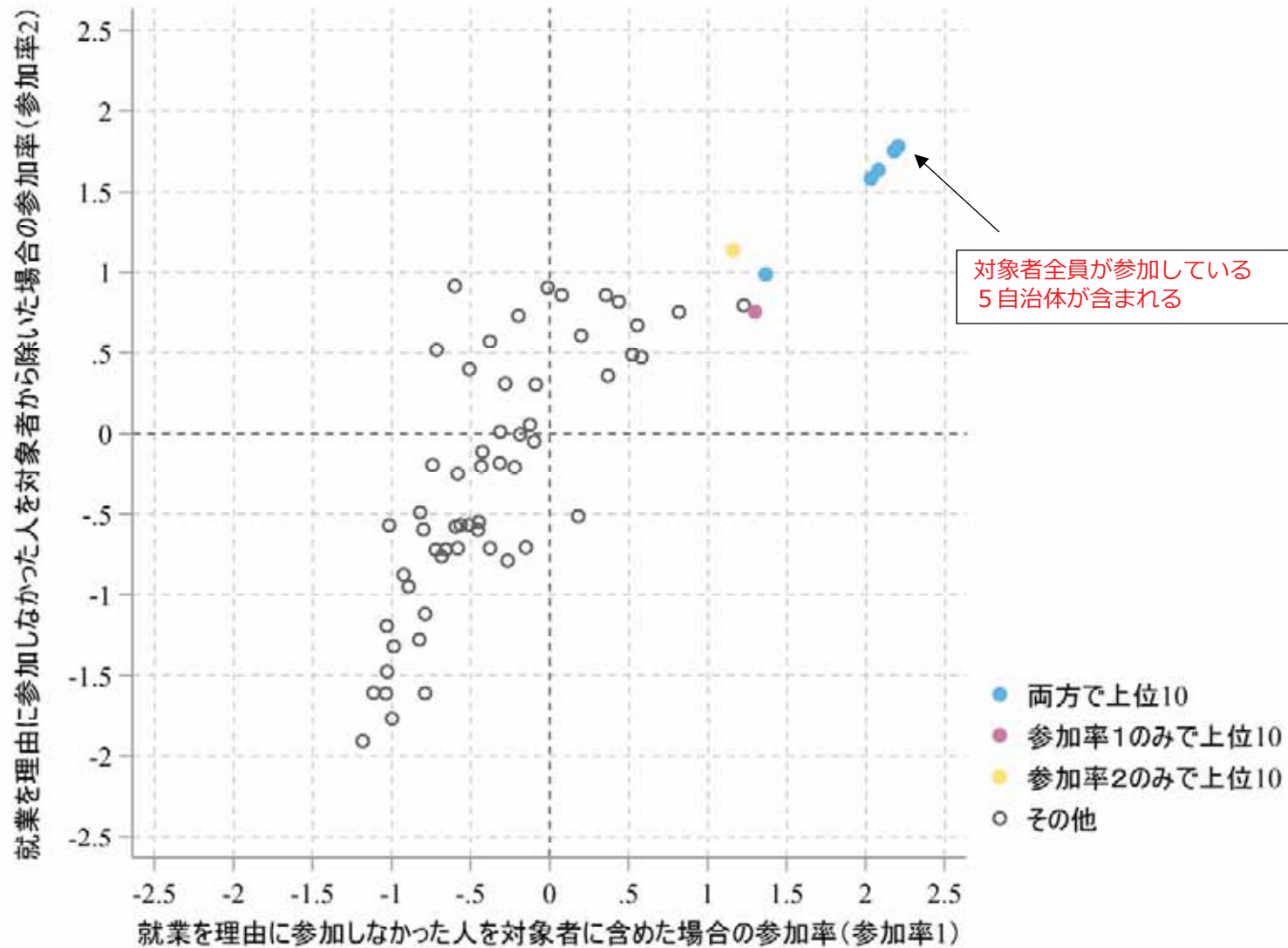
① 事業への参加率

- 事業への参加率（参加者/対象者）を自治体ごとに比較することが考えられるが、対象者のうちそもそも事業に参加する必要のある人が多い自治体と、そうではない自治体がある。
- そこで、すでに就労しているために支援に参加しなかった人を対象者から除いた上での参加率を、そうした人を含めた通常の参加率と比較

② 保護廃止率

- 38～41頁までの分析結果からもわかるように、自治体ごとの異質性を制御した上で保護廃止率を見ることが重要
- 観察可能な自治体間の異質性を制御した保護廃止率と、何も制御しない場合の保護廃止率を比較

参加率(含就労者)vs.(除就労者)



それぞれの点は「平成27年度就労支援促進計画実績値」より得た、65の政令市・中核市の参加率を示す。参加率1と参加率2はいずれも平均値と標準偏差によって標準化している。

参加率(含就労者)vs.(除就労者)

前頁の分析では、

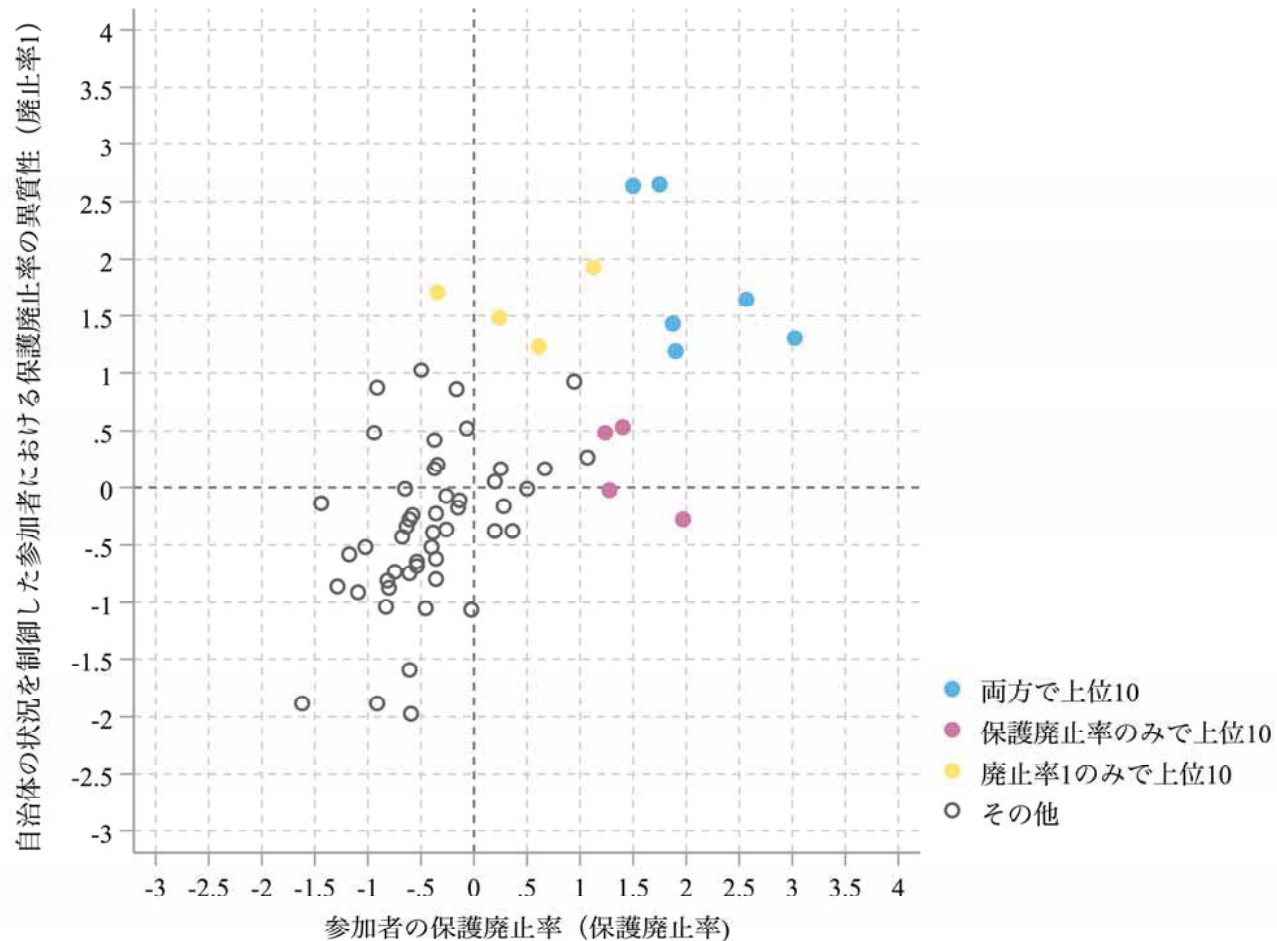
横軸：事業参加率

**縦軸：事業対象者から就業中の対象者を除いた者の中での
事業参加率**

の双方を平均値と標準偏差で標準化し、散布図によって異なる指標で参加率の見え方が異なるかを検証

- 横軸の事業参加率をKPI指標として用いた場合、トップ10に選ばれる事業所と縦軸をKPI指標として選ばれるトップ10の事業所との共通事業所は8
- 就業中の参加者を含めた参加率が同じような自治体でも、就業中の対象者を除いた上での参加率は大きく異なる（特に、横軸の事業参加率の平均値に近い自治体）
- KPIとしては事業対象者から就業中の対象者を除いた者の中での事業参加率あるいはそれを事業所の状況で回帰した残差を用いるべき

事業参加者の保護廃止率と異質性



分析には、「平成27年度被保護者調査」、「平成27年度就労支援促進計画実績値」と「平成27年度就労支援等の状況調査」を使用している。保護廃止率と廃止率1はいずれも平均値と標準偏差によって標準化している。廃止率1では、自治体間の異質性として、事業参加率（参加者/事業対象者）、就労による事業不参加率、事業参加者の年齢・学歴・世帯類型・支援参加時点の状況・参加事業の種類構成割合、政令市ダミー、有効求人倍率と事業対象率（事業対象者/被保護者数）を制御した回帰分析による残差を用いた

事業参加者の保護廃止率と異質性

前頁の分析では、

横軸：事業参加者の保護廃止率

縦軸：事業参加者の保護廃止率のうち、以下の変数における自治体間の違いを回帰分析により取り除いたもの

事業参加率（参加者/事業対象者）、就労による不参加率、事業参加者の年齢・学歴・世帯類型・支援参加時点の状況・参加事業の種類構成割合、有効求人倍率、政令市ダミーと事業対象率（事業対象者/被保護者数）を制御している

の双方を平均値と標準偏差で標準化し、散布図によって異なる指標で保護廃止率の見え方が異なるかを検証

- 横軸をKPI指標として用いた場合、自治体間の異質性を考慮した上で、参加者の保護廃止率が高いような4つの自治体がトップ10に入らない。
- 一方で、自治体間の異質性を考慮した上で保護廃止率がそこまで高くないような4つの自治体がトップ10に入ってしまう。
- ただし、事業参加者内の保護廃止率は事業の因果効果を測定してはいないので、これをKPIとしては使えない。
- 以下、因果効果として解釈しうるスライド42頁の分析を用いた優良事務所の選定と前頁縦軸の結果を用いた優良事務所の選定とでどれくらい乖離が生じるかを確認する。